

令和8年度固定資産税（償却資産） 申告の手引



大府市



大府市公式マスコットキャラクター おぶちゃん

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業を行うために所有している構築物、建物附属設備の一部、機械、器具、備品等の資産）の所有者にも課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法の定めるところにより、毎年1月1日現在に所有している償却資産について申告していただくこととなっています。

つきましては、「申告の手引」をご参照の上、提出期限までに申告書をご提出していただきますようお願いいたします。また、個人の方は、申告の際にマイナンバーカード等の身元と個人番号を確認できる書類も提示してください（詳しくは5ページの5（4）参照）。

※次の場合にも、償却資産申告書の提出が必要です。

「18備考」欄（7ページ及び8ページの見開き参照）にその旨を記載して必ず提出してください。

- ①令和7年中に償却資産の増減がなかった場合
- ②該当資産のない場合
- ③廃業解散等の場合

※償却資産申告書の提出にあたって、個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です（共有の場合は記載不要です。）。詳しくは5ページ及び6ページをご覧ください。

なお、申告書を作成する際、ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先までお尋ねください。

申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）

※申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく
令和8年1月16日（金）までの申告にご協力ください。

申告書の提出先
及
び
お問合せ先

〒474-8701
愛知県大府市中央町五丁目70番地
大府市役所総務部税務課 資産税係
電話（0562）45-6260（直通）

I 償却資産の申告について

1 申告

毎年1月1日現在大府市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、その資産について所定の事項を1月31日までに大府市に申告することになっています。

申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和8年1月16日（金）までの申告にご協力ください。

なお、所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

2 提出書類

- 償却資産申告書
 - 種類別明細書
- ホチキス留めをしないでください。

○課税標準の特例が適用される資産については、その該当する事実を証明する書類（詳しくは4ページの3参照）

○番号法に定める本人確認資料（詳しくは5ページの5（4）参照）

○その他参考資料（例えば、短縮耐用年数を適用された場合は、国税局長の承認通知書の写し等）

なお、償却資産申告書及び種類別明細書については、大府市が送付したものの以外を使用する場合、全国的に統一された様式を使用してください。

3 申告の区分

申告の区分	申告していただく資産
全資産申告	令和8年1月1日現在に所有されている全ての償却資産 次に該当する方は全資産申告をお願いします。 1 令和7年中に新たに事業所を開設された方 2 市役所から全資産申告をお願いした方 (申告書用紙の「18備考」欄に「全資産申告」と印字してあります。)
増減資産申告	1 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産及び減少した資産 2 令和7年1月1日以前に取得した資産で令和7年度の種類別明細書に登録されていない資産（申告漏れ資産、税務否認資産等）

※電算処理による独自の様式で申告される方は、全ての資産について評価額を算定してください。

※前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出が必要です。

4 資産所在地、住所、氏名又は名称が変わった方

変更前の資産所在地、住所、氏名又は名称及び異動年月日を申告書の「18備考」欄に記載してください。

5 申告書の控えについて

申告書、種類別明細書は1枚目を提出し、2枚目を控えとして保管してください。

なお、申告書を郵送される方で控えに受付印を必要とされる場合は、返信用切手及び封筒を同封してください。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

○種類別に主なものを例示します。

資産の種類		細目（例）
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機 械 及 び 装 置	建物附属設備・特定附帯設備〔注1〕、印刷機械、工作機械、電気機械、その他物品の製造、加工、修理に使用する機械及び装置等
第3種	船	一般船舶、ヨット、ボート、モーターボート等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	ロードローラ、フォークリフト等の大型特殊自動車、荷車、構内運搬車、農耕作業用自動車（田植機、耕運機、コンバイン等の大型特殊自動車）等〔注2〕
第6種	工具、器具及び備品	切削工具、測定工具、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、陳列ケース、パソコン、計算機、複写機、冷蔵庫、テレビ、ルームクーラー、レジスター、自動販売機等

〔注1〕 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの：単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの

家屋とするもの：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等

◎ただし、家屋として課税するこれらの設備を賃借している家屋に取り付けた場合（特定附帯設備といいます。下記の(2)を参照）は、償却資産になり、これらの設備の所有者の方に課税されます。

(2) 借家にテナントの方が取り付けした特定附帯設備について

特定附帯設備とは、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線及び配管等のことをいいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

〔注2〕 農耕作業用トレーラの税法上の取扱いについて

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。

償却資産で申告されていた方は、該当の車両を除いて申告いただき、市役所税務課市民税係において、軽自動車税（種別割）の申告をしてください。

○対象車両については大府市のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.obu.aichi.jp/kurashi/zeikin/keijidousha/index.html>

2 このような資産も申告の対象となります

次の資産についても、申告の対象となりますので、ご注意ください。

- (1) **償却済資産**
法定耐用年数を経過し、減価償却を終わって帳簿上は残存価格のみが計上されていても、その資産が事業の用に供することができる状態の資産は対象となります。
- (2) **簿外資産**
会社の帳簿に記録されていない、いわゆる簿外資産であっても、その一部又は全部が現に事業の用に供している資産は対象となります。
- (3) **減価償却を行っていない資産**
赤字決算のため、減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産は対象となります。
- (4) **遊休資産及び未稼働資産**
一時的に活動を停止している、いわゆる「遊休資産」であっても、単に市場の景気変動、転用見込、改造予定等（修理のため工場に入っている資産を含む。）のために短期間稼働を中止している資産や、構築物及び機械装置が完成してもまだ稼働していない等、いわゆる「未稼働資産」であっても1月1日現在において使用できる状態にある資産は対象となります。
- (5) **道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車**
自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車は償却資産に該当しませんが、ロードローラ、ショベルローダ等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」まで）は対象となります。
- (6) **建設仮勘定として経理されている資産**
企業会計上、建設仮勘定として経理されている資産であっても、一部又は全部が1月1日までに完成し、その部分が事業の用に供されている又は供し得る状態の資産は対象となります。
- (7) **資本的支出としての改良費等**
改良費、修理費等のうち資本的支出として資産に計上した場合は、1個の資産として申告してください。
固定資産評価基準においては、本体部と区分して、それぞれの改良部分ごとに評価するものとされています。税務会計のように、本体部に合算して償却計算を行うような方法は採用しておりませんのでご注意ください。
- (8) **割賦販売により購入した資産**
割賦で購入し代金が完済されるまで売主に所有権が留保されている資産については、買主が申告をしてください。
- (9) **貸付資産（リース資産）**
資産の所有者が、他の者に貸付けて、その貸付先で事業の用に供されている資産については、その所有者（貸付人）が申告してください。その場合、貸付人が貸付業を営んでいるときは、貸付けられた資産が貸付先で事業の用に供されているか否かを問わず課税対象となります。
※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、償却資産に該当しません。
- (10) **清算中の法人の所有する資産**
清算中の法人で、清算事務のために使用及び他の事業者に貸付けている資産は対象となります。
- (11) **美術品等**
時の経過によりその価値が減少することが明らかな美術品等は、償却資産として取り扱います。
時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するも

のを除く。）として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれます。

次に掲げる美術品等は、「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱い、償却資産に該当しません。

- ① 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
② ①以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）

(12) **観賞用、興行用の牛、馬、果樹、その他の生物**

法人税法施行令第13条第9号又は所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹、その他の生物は償却資産に該当しませんが、工具、器具及び備品に該当する観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は対象となります。

(13) **減価償却の対象となっている少額資産等**

法定耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で一時に損金若しくは必要な経費に算入されたもの及び取得価額が20万円未満の資産で3年間で一括して均等償却されたものは償却資産に該当しません。ただし、法定耐用年数に従って通常の減価償却をしている資産は対象となります。

※中小企業者等の方が、租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産は償却資産の対象となります。

(14) **消費税の取扱いについて**

税込み処理をしている場合は税込み価格で、税抜き処理をしている場合は税抜き価格をそれぞれ取得価額として申告してください。

3 課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第63条及び第64条の規定に該当する資産については、税負担の軽減を図るため、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に、地方税の適用条項及び「特例資産」と記載し、そのことを明らかにする関係書類（特定施設又は処理施設の設置届出書の写し、設計図等）を添付してください。複数の特例に該当する場合は、どの特例を適用するか、申請する際にお選びください。

課税標準の特例適用を受ける資産の例

特例の適用対象となる施設・機器の種類	特例率	添付書類
太陽光発電設備(注1)	価格の2／3	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」
風力発電設備	価格の2／3	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
バイオマス発電設備	価格の1／2	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
下水道除害施設	価格の4／5	除害施設設置届出書の写し、設置時期や金額が分かるもの、検査済証
雨水貯留施設	価格の1／3	特定施設設置届出書の写し、設置時期や金額が分かるもの、検査済証等（注2）
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設	価格の1／2	各事業の用に供していることが分かる書類・事業実施の許認可証・建物図面等
中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けた、一定の要件を満たす設備	価格の1／2から 価格の1／4（賃上げ方針を計画に記載し、従業員に表明した場合）	中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の申請書及び当該計画の認定書の写し ※賃上げを表明している場合、「賃上げ方針を表明したことを証明する書類」も必要となります。 ※リース会社が申告する場合、「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し」も必要となります。

- 注1 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備の対象外」（自家消費型）であって、政府の補助を受けて取得した設備に限ります。
- 注2 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第27条第1号ロに掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号の記載された検査済証等、その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第15条第43項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写し

4 非課税資産について

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に、地方税法の適用条項及び「非課税」と記載し、そのことを明らかにする関係書類（特定施設又は処理施設の設置届出書の写し、設計図等）を添付してください。

〔注〕 課税標準の特例資産及び非課税資産は、租税特別措置法上設けられている特別償却制度に該当する資産が直ちにこれらに該当するものではありませんのでご注意ください。
なお、これらの資産については、法令の改正により内容が変更される場合があります。

5 その他

- (1) 免税点未満の申告
課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、免税点未満の場合でも資産の多少にかかわらず申告してください。

- (2) 税率
税率は、1.4%です。

- (3) 耐用年数の短縮、増加償却、特別償却、割増償却及び圧縮記帳の制度について
固定資産税において、耐用年数の短縮及び増加償却は認められていますが、特別償却、割増償却及び圧縮記帳は認められていません。

(4) マイナンバー（個人番号）の取扱いについて

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、申告書の提出にあたって大府市が個人番号の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行うこととなりました。個人の方が申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類及び番号確認書類を提示してください。

①身元確認書類

- ア 本人が提出する場合（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
・ 個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類
又は
・ 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等の中から2つ以上
- イ 代理人が提出する場合
・ 代理人の公的身分証明書（アの項を参照）に加え、委任状又は法定代理人であることを証する書類
- ウ 税理士が提出する場合
・ 税務代理権限証書と税理士証票
- エ 税理士事務所の職員等が提出する場合
・ 税務代理権限証書と税理士証票の写し

②番号確認書類（本人以外の方が提出する場合は写し）

- ・ 個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

○郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

○電子申告の場合は、申告書に添付される電子証明書等により確認を行います。

- (5) 申告すべき資産のない場合又は廃業解散等の場合の申告
その旨を「18備考」欄に記載してください。

- (6) 資産の増減（異動）がない場合
「18備考」欄の「①資産の増減」の「なし」を○で囲んでください。

- (7) 償却資産を相続（事業を継承）した場合
大府市が送付した申告書の被相続人の名前を二重線で見え消しをして、その上の余白に相続された方の氏名又は名称を記載してください。事業を継承した場合も同様です。
また、右下の「18備考」欄に、「〇〇年〇〇月〇〇日相続（又は事業継承）」と記載してください。

- (8) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
後日調査した資料により、固定資産税の不足額が追徴されるほか、刑罰や過料を科せられることがありますので、ご注意ください。

- (9) 実地調査
大府市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するために、地方税法の規定に基づき、償却資産の実地調査を行っています。

調査のため、法人税（所得税）申告書類や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

- (10) 過年度分の申告に誤りがある場合
過年度分の申告に誤りがある場合には、まず、令和8年度の申告に前年中の増減分として計上し、摘要欄に「〇年度申告漏れ」と記入してください。そして、誤りがある年度について、早急に修正申告をしてください。

償却資産の申告は現年度を含めて5年分まで遡って行えます。令和3年度分の修正は令和7年度中までになりますので、申告に誤りがある場合には令和8年1月16日（金）までに償却資産申告書を提出してください。

Ⅲ 固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度との関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末から賦課期日までの間に、資産の増加又は減少があったときは、それらの増減資産についても申告してください。

Ⅳ 償却資産申告書の書き方

償却資産申告書及び種類別明細書は、次の注意事項をご確認の上、次頁以降の記載例を参考に、記載してください。

（注意事項）

- 1 用紙は感圧複写紙（ノーカーボン紙）となっていますので、償却資産申告書及び種類別明細書は2枚1組として、下敷を用いるなどして記載してください。

※ 電算処理による独自の様式を使用される場合も大府市から送付した申告書を白紙のまま同封し、提出していただきますようご協力をお願いします。

- 2 ポールペン等により、読みやすい字で丁寧に記載してください。

- 3 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（印刷色：草色）は、増減資産申告の場合は前年中に増加した資産を、全資産申告の場合は全部の資産を記載してください。

- 4 「種類別明細書（減少資産用）」（印刷色：赤色）は、増減資産申告の場合の前年中に減少した資産を記載してください。

- 5 大府市から送付した種類別明細書は、ご本人の資産確認用ですので、提出する必要はありません。

1 償却資産申告書の記載例

主たる事務所等（主たる事務所等以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の住所又は納税通知書送付先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。

個人…氏名を記載し、ふりがなを付してください。
また、屋号があれば記載してください。
法人…名称及び代表者の氏名を記載してください。

個人…個人番号を記載してください。
法人…法人番号を記載してください。

事業の種目を具体的に記載してください。
（例製造業→ミシン製造業）
なお、2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

個人…事業を開始した年月を記載してください。
法人…法人の設立年月を記載してください。

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

令和7年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
増減資産申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

令和7年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
増減資産申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。

（イ）前年前に取得したもの（ロ）前年中に減少したもの（ハ）前年中に取得したものによって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

令和 8年1月6日 大府市長 殿

令和8年度 償却資産申告書

受付印

1 住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-3東京ビル45F (電話 03-0000-1111)

2 氏名 桃山精密工業株式会社 代表取締役 桃山 桃太郎 (屋号)

資産の種類	取 得 価 額		
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構築物	500,000		
2 機械及び装置	15,000,000	5,000,000	11,500,000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	1,500,000	1,000,000	2,000,000
7 合 計	17,000,000	6,000,000	13,500,000

資産の種類	評 価 額 (イ)	決 定 価 格 (ハ)
1 構築物		
2 機械及び装置		
3 船舶		
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品		
7 合 計		

増減資産申告される場合は「(ホ) 評価額、(ヘ) 決定価格、(ト) 課税標準額」は記載する必要はありません。
ただし、全資産申告の方で、かつ、電算処理による独自の様式で申告される場合は、(ホ)(ヘ)(ト)の欄に、記載してください。

電算処理による独自の様式を使用される場合も申告書及び明細書に所有者コードを必ず記載してください。

個人の方は右詰めで12桁の個人番号を
法人の方は13桁の法人番号を記載してください。

第二十六号様式(提出用)

※ 所 有 者 コ ー ド 00009000000

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・無
4 事業種目(資本金等の額)	発電用機器製造業 (100 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月	昭和 43年 3月	10 非課税該当資産	有・無
6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 経理係 大府 太郎 (電話 0562-47-0000)	11 課税標準の特例	有・無
7 税理士等の氏名	大府 二郎 (電話 0562-47-0000)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	500,000	13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
	21,500,000	14 青色申告	有・無
		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 大府市桃山町4丁目202
			②
			③
		16 借用資産(有・無)	貸主の名称等 大府市中央町5丁目70 トリデリース
	2,500,000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
	24,500,000	18 備考(添付書類等)	
※ 課税標準額 (ト)		該当する項目に○印をつけてください。	
		① 資産の増減(あり・なし)	
		② 該当資産なし	
		③ 廃業・解散・転出等(年 月 日)	

千円未満を切捨てないでください。

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。

課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法の規定又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。
※地方税法では適用になりませんが、確認のため記載をお願いします。

税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

本市内における事業所等資産の所在地を記載してください。
事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送付先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、主たる所在地については番号を○で囲んでください。

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合には貸主の住所、名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

次のような事項を記載してください。
① 前年中に所有者の住所、氏名、名称等に異動があった場合の異動年月日、旧住所、旧氏名、旧名称等の参考となる事項
② 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由
③ その他、この申告に必要な事項

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

申告の年度を記載してください。

「所有者コード」
償却資産申告書右上の所有者
コードを確認の上、記載してくだ
さい。

「資産の種類」
数字で記載してください。

1. 構 築 物
2. 機 械 及 び 装 置
3. 船 舶
4. 航 空 機
5. 車 両 及 び 運 搬 具
6. 工 具、器 具 及 び 備 品

「資産の名称等」
資産の名称及び規格等を、記載してください。
平成23年度までに申告済みの資産はカタカナで表記されております。

「取得年月」
資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。

1.	明	治
2.	大	正
3.	昭	和
4.	平	成
5.	令	和

「取得価額」
資産を取得するために要した額
(引取運賃、荷役費、運搬保険料、
購入手数料、据付費等を含む。)
を記載してください。

なお、圧縮記帳を行っている場
合は、圧縮記載を行う前の額を記
載してください。

② 2 種「機械及び装置」の耐用年数は、平成 20 年取得分より適用されている新しい耐用年数を記載してください。
また、申告漏れ等の資産で平成 19 年以前に取得の「機械及び装置」は、旧の耐用年数を摘要欄にも記載してください。

(注意事項)

「資産の名称等」、「数量」欄等は、上欄と同じ場合でも「同上」、「〃」等とせず、それぞれ記載してください。

「所有者名」
氏名又は名称とページ数を記載してください。

「増加事由」

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

いずれかに○印を付けてください。

「摘要」

次のような事項を記載してください。

- ① 課税標準特例適用資産又は非課税資産については、その適用条項
- ② 地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
- ③ 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
- ④ 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
- ⑤ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- ⑥ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

「減価残存率」「価額」「課税標準の特例」「課税標準額」
これらの欄については記載する必要はありません。ただし、電算処理により、全資産申告される場合は記載してください。

「耐用年数」
減価償却資産の耐用年数等に関する
省令により該当する年数を記載してく
ださい。

令和 8 年度

※更正

所有者コード

000090000000

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名

桃山精密工業株式会社

1枚のうち

1枚目

行番号

資産の種類

資産コード

資産の名称等

数量

取得年月

取得価額

耐用年数

減価残存率

価額

課税標準の特例

課税標準額

増加事由

摘要

01

2

風力機器製造設備

1

5063

7000000

12

0.

①・2
3・4

02

6

金型（一部残）

60

4156

600000

2

0.

1・2
3・4

03

6

パソコン

1

5068

400000

4

0.

①・2
3・4

04

6

カメラ

1

5067

350000

5

0.

①・2
3・4

05

6

試験用測定機器

1

5068

650000

5

0.

①・2
3・4

06

2

スポット 溶接機

1

4182

4500000

10

0.

1・2
3・4

⑩ 12

07

1・2
3・4

08

1・2
3・4

09

1・2
3・4

10

1・2
3・4

11

1・2
3・4

12

1・2
3・4

13

1・2
3・4

14

1・2
3・4

15

1・2
3・4

16

1・2
3・4

17

1・2
3・4

18

1・2
3・4

小計

65

13500000

3 種類別明細書（減少資産用）の記載例

申告の年度を記載してください。

「所有者コード」
償却資産申告書右上の所有者コードを確認の上、記載してください。

「抹消コード」
今回同封した種類別明細書に記載された資産コードを必ず使用してください。
※コードを間違えますと、別の資産が抹消される可能性がありますのでご注意ください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）と同じように記載してください。

令和 8 年度									
※ 所有者コード									
000090000000									
行 番 号	資産の 種類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月				
					年 号	年	月		
01	2	00000123	デンキキセイソウセツビ	1	4	13	2		十億
02	6	12345678	カナガタ（イチブザン）	100	4	15	6		
03									
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
小 計				101					

（注意事項）
「資産の名称等」、「数量」欄等は、上欄と同じ場合でも「同上」、「〃」等とせず、それぞれ記載してください。

所有者名									
桃山精密工業株式会社									
取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘 要			
			1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部				
5,000,000	12		①・2・3・4		①・2				
1,000,000	2		1・②・3・4		1・②				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
			1・2・3・4		1・2				
6,000,000			1・2・3・4		1・2				

「所有者名」
氏名又は名称とページ数を記載してください。

「減少事由及び区分」
当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

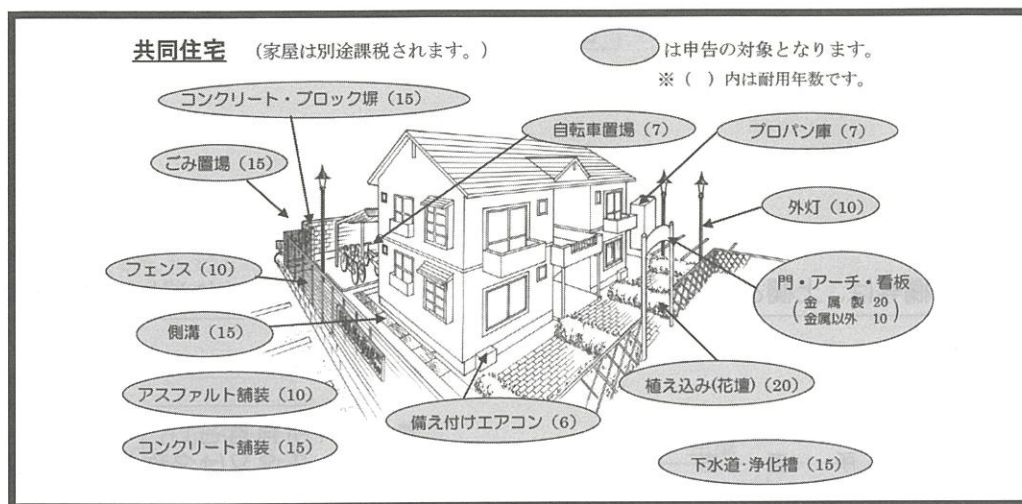
「摘 要」
次のような事項を記載してください。
① 資産が減少した年月と理由、その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。
② 耐用年数の改正又は変更があった場合にはその旨を記載してください。

「申告年度」
記載する必要はありません。

「耐用年数」
当該資産について適用していた耐用年数を記載してください。

⑨ 令和7年中に資産が一部減少した場合は、次のように申告してください。
〔例〕資産100個（取得価額100万円）のうち、40個減少し、60個（取得価額60万円）残った場合
1. 全部減少と同様に全額を種類別明細書（減少資産用）に記載する。
（11、12ページ行番号02の数量100個、取得価額100万円）
2. 一部減少後の残額を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載する。
（9、10ページ行番号02の数量60個、取得価額60万円）

償却資産の例（アパート経営の場合）



納税について

4月初旬に納税通知書と納付書を送付しますので、金融機関等で納付をお願いします。
納期は、1期（4月）、2期（7月）、3期（12月）、4期（翌年2月）の年4回です。
（免税点未満の場合は、納税通知書は送付されません。）

閲 覧

申告書に基づいて価格等（評価額及び課税標準額）を決定し登録した事項について、固定資産課税台帳を関係者（本人又は代理人）の閲覧に供します。代理の場合には本人の委任状が必要です。

なお、法人の場合は法人の記名押印された委任状が必要です。

◎申告期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、なるべく令和8年1月16日（金）までの申告にご協力ください。

◎電算処理による独自の様式を使用される場合も、大府市から送付した申告書を白紙のまま同封し提出していただきますようご協力をお願いします。

エルタックス(eLTAX)

大府市では、インターネット地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用した電子申告を受け付けています。エルタックスのサービス・利用方法の詳細は、エルタックスのウェブサイト（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。又はエルタックスのヘルプデスクまでお問い合わせください。

○電話でのお問い合わせ 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

受付日 月～金（休祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く。）

受付時間 9：00～17：00

○家屋の全部又は一部を取壊した場合、取壊し部分が翌年度から課税されない（1月2日から3月31日までに取壊した場合を除く。）こととなりますので、速やかに届け出てください。詳しくは税務課資産税係へ

電話（0562）45-6260（直通）

○納税は口座振替が便利です。手続きは簡単です。詳しくは税務課納税係へ

電話（0562）45-6263（直通）